

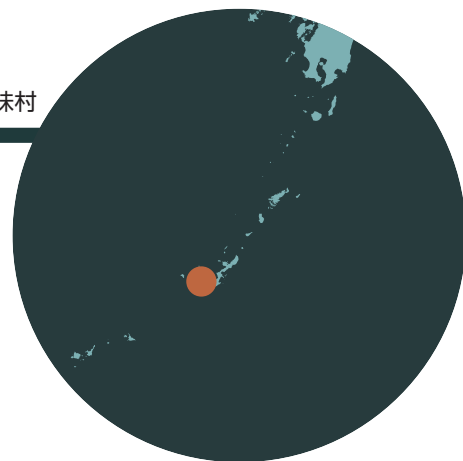
慶良間諸島海域

けらましょとうかいいき

沖縄県渡嘉敷村、座間味村



①慶良間諸島及び周辺海域



[登録番号] 1546

[登録年月日] 2005年11月8日

[面積] 8,290ha

[湿地のタイプ] C:サンゴ礁

[保護の制度] 国立公園海域公園地区

[国際登録基準] 1、2、3、8

湿地の概要

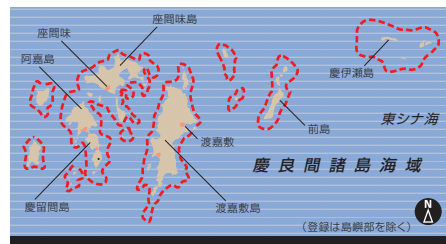
慶良間諸島は、沖縄本島の西方20～40kmにある渡嘉敷(とかしき)島、座間味(ざまみ)島、阿嘉(あか)島、慶留間(げるま)島など30あまりの小さな島々である。最大の渡嘉敷島で面積は1,500ヘクタール。渡嘉敷村と座間味村の二つの村で人口は1,600人弱。自然度の高い日本でも有数の美しい海域である。世界的にみても希少なサンゴ群を内包する透明度の高い海は「ケラマブルー」と称され、美しい自然を求め海外からも多くの観光客が訪れている。

2005年に渡嘉敷島の西岸海域120ヘクタールと、座間味島と阿嘉島間の海域233ヘクタール(合計353ヘクタール)

が、ラムサール条約湿地として登録された。2014年に一帯が「慶良間諸島国立公園」に指定されたことを受けて、国立公園内の海域公園地区の範囲(8,290ヘクタール)に登録区域が拡大された。



②渡嘉志久ビーチ



湿地にかかわる動植物

慶良間諸島海域の海中には、テーブル状、枝状、角状、塊状などの造礁サンゴが高い密度で分布し、248種以上ものサンゴが確認されている。サンゴ礁は生物種が豊富な生態系であり、スズメダイ類やチョウチョウウオ類、ベラ類などサンゴ礁特有の色彩豊かな多種多様な魚類が生息している。特に渡嘉敷島西岸にはテーブル状、枝状のミドリイシが著しく発達し、場所によってはサンゴの被度は90%以上にもなる。周辺海域は、例年5～6

月頃にサンゴの産卵が確認されるなどサンゴの幼生の供給源にもなっており、すぐれた景観ばかりでなく学術的にも貴重な海域である。

過去にはサンゴを捕食するオニヒトデの大量発生によって壊滅的な義賊を受けたことがあり、現在まで継続して地元の人々によるオニヒトデ駆除作業が行われている。



③高い密度で分布する造礁サンゴ



④サンゴを住み処とするデバスズメダイ



⑤サンゴ礁と熱帯魚

保全・管理の取組

かつてオニヒトデの大量発生でサンゴが壊滅的な被害を受けたことがあり、現在も地元のダイビング協会を中心に、サンゴの天敵となるオニヒトデやレイシガイダマシの駆除活動が行われている。また、駆除活動以外にも海中の清掃活動を行い、サンゴ礁に引っかかる漁網などゴミの回収などを行っている。

座間味島と阿嘉島にあるビジターセンターには国立公園の自然環境に関する展示が豊富にあり、訪れた観光客が自然と

その保全について学び、考える環境が整っている。

エコツーリズム推進法に基づき設置した「渡嘉敷村エコツーリズム推進協議会」と「座間味村エコツーリズム推進協議会」により、「慶良間地域エコツーリズム推進全体構想」が作成され、2012年6月に認定された。これにより、行政、地域住民、事業者、NPO法人等が協力し、エコツーリズムを適切かつ効果的に推進するための基本的な枠組みが定められた。



⑥ ハナリ島と慶良間海峡



⑦ マリンアクティビティ



⑧ 阿波連ビーチとサンゴ礁

ワイズユースの取組

慶良間諸島では豊かな海を活用したマリナクティビティが盛んである。特にダイビングの聖地として世界的に有名であり、国内外問わず多くのダイバーが訪れている。月平均の水温が20℃を下回ることがない温暖な気候であるため、一年を通してダイビングには絶好の条件を備えている。最近ではカヤックやサップなど海面に浮かんで海を楽しむアクティビティも盛んになっている。

地元では3月の浜下りや9月の海御神^{うみうかん}など、海に親しむ伝統文化が残されている。こうした文化を継承していくと共に、自然環境に対する教育のために阿嘉島では毎年、地元の児童生徒を対象にサンゴの産卵の観察を行っている。

冬季には、繁殖と子育てのためにザトウクジラが温暖な海を目指し、慶良間海域を回遊することから、ホエールウォッチングが行われている。

関連自治体

渡嘉敷村役場 ☎098-987-2321 / 座間味村役場 ☎098-987-2311

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

慶良間諸島海域(けらましょとうかいいき)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 座間味村(①④⑤)、渡嘉敷村(②③⑥⑧)、環境省(⑦)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03